

## LCV「諏訪圏情報BOX」第15回

- **放送日** 令和4年3月15日(火)、22日(火)
- **テーマ** 自動車適正登録のお願いと納税についてのお知らせ
- **出演者** 南信県税事務所諏訪事務所 主事 河西 里江
- 聞き手とのやりとり(概要)

(Q) まず、「自動車適正登録のお願い」ということでお話を伺います。よろしくお願ひします。

(A) はい。

本来、適正登録とは、車検証上の所有者・使用者と、その方々の住所が実態と一致していることとなります。しかし稀に登録と実態のずれが生じているケースがあり、そのことによりトラブルが起こることがあります。そのトラブルを防ぐためにも今回はトラブルの事例と手続きについてご案内させていただきたいと思ひます。

(Q) 具体的にどのようなトラブルが起こるか教えてください。

(A) 実際に多い問い合わせとしては、「既に手放した車の自動車税の納税通知書が届いたがなぜか」というものです。

その他に、住所変更がされていないことで納税通知書が届かず、滞納になってしまったという事例もあります。

車を下取りに出した場合や、個人間で売買もしくは譲渡した場合ですとか、引越等で住所が変わったけれども変更手続きがされていないと、このようなことが起こりうるのでご注意ください。

(Q) 前の車の納税通知書が届いてしまったら、どのようにしたらよいのでしょうか。

(A) 納税通知書が届いた方に納税義務はありますが、車を下取りに出したディーラー等に状況をご確認ください。

また、個人間で売買もしくは譲渡したのであれば、相手の方に状況を確認していただき、迅速に名義変更などの手続きを行っていただくようお伝えください。

自動車を手放しても、運輸支局で名義変更や抹消登録の手続きをしない限り毎年、自動車税種別割は課税されます。

(Q) わかりました。いつまでに手続きが済んでいれば、このような状態にはならないのでしょうか？

(A) 3月31日までに車検証の手続きが済んでいればこのようなことは起こりません。

(Q) なるほど。3月31日までに車検証を変更していないことで、「既に所有していない車の税金を納付しなくてはならない」状態になってしまうというわけですね？

(A) はい、その通りです。

また、ご住所が変わった場合について、3月31日までに手続きが間に合わないときは、県税事務所へご連絡いただくことで納税通知書の送付先を変更することができます。

車検証の情報を元に、お話しを伺いますので、ご連絡の際には、お手元に車検証をご用意ください。

併せて、郵便局に郵便物の転送届を提出いただくこともお願いします。

なお、これはあくまでも、納税通知書の送付先が変更されるだけですので、車検証の住所変更は、転居後速やかに運輸支局で手続きをお取りください。

(Q) わかりました。車の登録と税金がセットになっていると改めて認識しておかなければなりませんね。みなさんもお気を付けください。

それでは、最後に納付についてお知らせがあるとのことですが。

お願いします。

(A) はい。令和4年度の自動車税種別割の納期限は5月31日火曜日となっています。5月上旬から順次、納税通知書が届きます。最寄りのコンビニエンスストアや、金融機関、県税事務所の窓口で納付していただく納付方法の他に、現在では、非接触で行える「ペイペイ、ラインペイ」を利用した納付、インターネットバンキングを利用したペイジー納付、インターネットの専用ページを利用したクレジットカード納付など、窓口以外の納付方法も拡大されています。

こちらは24時間利用可能ですので、お仕事で平日お時間の無い方、新型コロナの影響により外出を控えている方なども、職場や自宅に居ながら納付いただけます。ぜひ、こちらもご利用いただき、納期限までに納付をお願いしたいと思います。

本日お話ししました内容でご不明な点がございましたら、南信県税事務所 諏訪事務所へお問い合わせください。

電話番号は0266-57-2905番です。受付時間は平日午前8時30分から午後5時15分までとなっています。よろしくお願い致します。